

いばらきの酒米生産振興緊急支援事業

1 事業の概要

① 事業の目的

県産の生産振興を通じた地酒づくりを支援するため、酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援し酒造好適米の生産量を確保する。

② 対象品目

酒造好適米（五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船）

※「農産物規格規定」の「醸造用玄米」のうち、茨城県の産地品種銘柄

③ 交付単価

20,000円以内/10a

※要望額が本事業の予算額を超過する場合、単価の減額調整を実施する。

④ 交付要件

- ・茨城県内の酒蔵又はJA、その他集荷業者と契約に基づいた生産をしていること。
※酒造好適米を自家で生産し、販売している生産者も対象とする。
- ・別に定めた「高品質安定生産に資する取組」を1つ以上実施すること。

2 高品質安定生産に資する取組

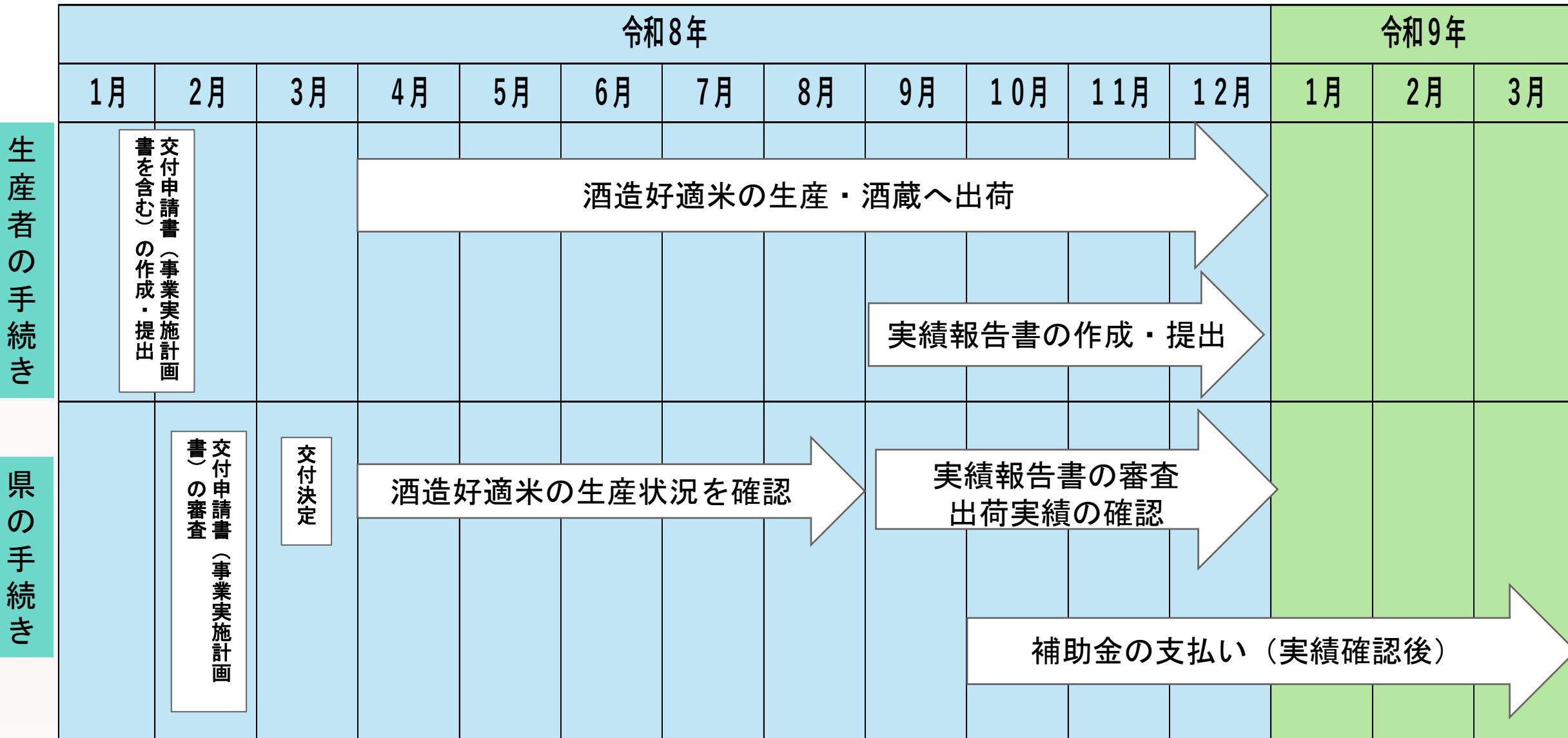
番号	取組メニュー	取組内容	確認書類
1	栽培講習会等や実需者との意見交換の実施	高品質安定生産に資する栽培講習会等への参加又は酒蔵との意見交換の実施	
2	土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壤診断等に基づく施肥、有機質資材や土壤改良資材の施用	
3	生育に応じた施肥	ひたち錦栽培マニュアルに基づいた追肥管理	
4	スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用	
5	出穂後の水管理	出穂後の適切な時期での間断灌漑の実施	
6	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の使用量を低減する	
7	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む	
8	秋耕	イネの収穫後速やかに（10月末まで）耕起し、ヒコバエ（再生イネ）やイネ科雑草をすきこむ	

※ 1つ以上選択し、取り組むことが必要になります。

※コメ新市場開拓等促進事業と取組メニューが一部異なりますので、ご留意ください。

作業日誌

3 いばらきの酒米生産振興緊急支援事業手続きスケジュール



4 手続きの詳細

① 交付申請書（事業実施計画書を含む）の提出（生産者）

- ・本事業を申請する生産者は、事業実施計画書及び交付申請書を提出する。



② 交付決定（県）

- ・県は生産者から提出のあった事業実施計画書を審査の上、内容が適切であると認められるときは、交付決定を行い、生産者へ通知する。
- ・なお、要望額が本事業の予算額を超過する場合、交付単価を減額調整し、生産者へ通知する。



③ 酒造好適米の生産及び出荷（生産者）

- ・生産者は、交付決定後、酒造好適米の生産から出荷までを行う。



④ 実績報告書の提出（生産者）

- ・生産者は、酒米を出荷後、実績報告書と証拠書類を県に提出する。



⑤ 補助金の支払（県）

- ・県は、生産者の出荷実績を確認のうえ、補助金の支払いを行う。

5 留意事項

(1) 作付面積の変更について

- ・交付決定時から30%を超える総事業費等の変更がある場合、県の承認が必要です。
- ・作付面積を変更する場合は、下の連絡先に必ずご連絡ください。

(2) 契約及び出荷について

- ・生産者は、県内の酒蔵又はJAと契約を締結し、酒米を生産、出荷する必要があります。
- ・契約は、必ず、書面で締結してください。

(3) 実績報告及び補助金の支払いについて

- ・県は、実績を確認し、補助金の支払い手続きを行いますので以下書類を実績報告時に提出してください。
①契約書又は覚書 ②営農計画書 ③作業日誌等 ④③の他、高品質安定生産に資する取組の根拠資料

(4) 書類の送付先及び問合せ先について

- ・取組計画書、交付申請書、実績報告書等の書類の提出先はJA中央会農業政策推進室へ提出してください。
- ・問合せ等の対応は茨城県農林水産部産地振興課となります。

【書類送付先】

茨城県農業再生協議会事務局

〒310-0022 茨城県水戸市梅香1-1-4 茨城県JA会館3F

【問合せ先】

茨城県農林水産部産地振興課

TEL : 029-301-3921

E-mail : sansin2@pref.ibaraki.lg.jp